

日米安全保障条約等特別委員会議録

昭和三十三年三月二十二日(火曜日)

午前十一時四十七分開議

出席委員

委員長 小澤重雄君
理事 井出一太郎君 理事 大久保武雄君
理事 櫻内 義雄君 理事 椎熊 三郎君
理事 西村 力弥君 理事 松本 七郎君
理事 竹谷源太郎君

安倍晋太郎君 愛知 揆一君
秋田 大助君 天野 光晴君
池田正之輔君 石坂 繁君
鍛冶 良作君 嶋田 宗一君
賀屋 興宣君 小林 錦君
田中 龍夫君 田中 正巳君
塚田十一郎君 渡海元三郎君
床次 徳二君 野田 武夫君
服部 安司君 福家 俊一君
古井 喜實君 保科善四郎君
毛利 松平君 山下 春江君
飛鳥田一雄君 石橋 武嗣君
岡田 春夫君 黒田 壽男君
田中 稔男君 戸叶 里子君
徳積 七郎君 森島 守人君
横路 節雄君 大貫 大八君
堤 ツルヨ君

出席國務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君
外務大臣 藤山愛一郎君
國務大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

内閣官房副長官 松本 俊一君
法制局長官 林 修三君
防衛政務次官 小幡 治和君
防衛庁参事官 加藤 陽三君
(防衛局長) 調達庁長官 丸山 信君

第二類第四号

日米安全保障条約等特別委員会議録第九号

昭和三十三年三月二十二日

外務事務官 下田 武三君
(大臣官房審議官) 森 治樹君
外務事務官 高橋 通敏君
(条約局長) 委員外の出席者
専門員 佐藤 敏人君

三月十九日
日米安全保障条約改定反対に関する
請願(黒田壽男君紹介)(第一三三四号)
は本委員会に付託された。

三月十八日
日米安全保障条約改定反対に関する
陳情書(大阪府三島郡島本町議会議
長井上初次(第三九六号))
同(東京都港区芝愛宕町二丁目百番
地全印総連日本機関紙労働組合委員
長福田喜一郎(第五四一号))
日米安全保障条約の批准促進に關す
る陳情書(青森市新町北裏通り新日
本協議会青森支部八重田班長校庭
武五郎外二名(第三九七号))

日米安全保障条約改定に関する陳情
書(松山市城北愛媛大学内愛媛県大
学学生会石橋澄外九十五名(第四八〇
号))
同(高松市宮脇町百六十二番地香川
大学教職員山内重幸外百九十六名
(第四九九号))
日米安全保障条約改定反対等に関する
陳情書(福岡市大名町四丁目百八

十九番地全司法労働組合家庭裁判所
分会執行委員長河合豊)(第四九八
号)
同(北海道網走市南三条東一丁目八
番地佐瀬市太郎(第五一四号))
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

日本国とアメリカ合衆国との間の相
互協力及び安全保障条約の締結につ
いて承認を求めの件(条約第一号)
日本国とアメリカ合衆国との間の相
互協力及び安全保障条約第六條に基
づく施設及び区域並びに日本国にお
ける合衆国軍隊の地位に関する協定
の締結について承認を求めの件
(条約第二号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相
互協力及び安全保障条約等の締結に
伴う関係法令の整理に関する法律案
(内閣提出第六五号)

○小澤委員長

これより会議を開きま
す。

日本国とアメリカ合衆国との間の相
互協力及び安全保障条約の締結につ
いて承認を求めの件、日本国とアメ
リカ合衆国との間の相互協力及び安
全保障条約第六條に基づく施設及び
区域並びに日本国における合衆国軍
隊の地位に関する協定の締結につい
て承認を求めの件、日本国とアメ
リカ合衆国との間の相互協力及び安
全保障条約等の締結に伴う関係法令
の整理に関する法律案

律案、以上の各案件を一括して議題と
いたします。
前会に引き続き質疑を行ないます。
黒田壽男君。

○小澤委員長 黒田君。

○黒田委員 実は、本日は、社会党と
いたしましては、安保特別委員会の他
の委員によりまして条約に関する質問
をする予定であつたのでありますけれ
ども、この前の委員会のありましたあ
らう、私どもの目から見ますと、自由党
にいろいろな内部の動きが起つて参
りまして、それと関連いたしまして、
安保条約に関する重要な事項につい
て、総理ないし政府の御見解に変化が
生じたのではないかと考えるような事
態になつたように観測いたします。修
正が行なわれようとしておるといふよ
うに伝えられておるのであります。そ
こで、もし伝えられるごときものであ
るといたしますならば、国家の安危に
関する重大な新安保条約の審議に対処
する態度といたしましては、私ども、
岸総理の態度に理解しがたいものがある
ように感ぜられるのであります。では
はたして伝えられるごときものである
かどうかといふことは、どうしても一
応確かめなければならぬので、きょう
ういふ必要を感じましたので、きょう
は、この点に關しまして、いわば緊急
質問といふような性質を持った質問と
いたしまして、私ほか何人かの委員が
質問することにしたのであります。私

自身について、御了解を得ておきたい
と思ひますけれども、この新安保条約
に關連しましては幾多の問題点がある
と考えておりますし、これは後日何回
にでもわたりまして私自身徹底的に質
問をしてみたいと思つております。し
かし、きょうは先ほど申しましたよう
な問題点にのみ質問の範圍を限定いた
しまして、他の諸問題につきましては後日
に質問を留保することにしたります。
私どもがこの際特に総理に、及び外
務大臣に対しても同様であります。が、
お伺いしておきたいと思ひますこと
は、次の事実についてであります。去
る十八日の都下の各新聞に、一齊に次
のような記事が掲載せられておりま
す。それは、自由民主党の三木武夫氏は
十七日の午後三時過ぎに首相官邸に岸
首相を訪問されまして、帰国のあいさ
つを述べられるとともに、新安保条約
に關し、重要な事項について進言をさ
れた。その一つは、新聞の伝えるところ
によりますと、極東という地域の範圍
に、問題の金門島及び馬祖島、この兩
島を含めるといふ、従来の政府の統一
見解を早急に訂正すべきこと、これが一
つであります。どういふ理由でそうい
う進言をされたかといふと、これも新
聞で読んだのであります。新聞の伝
えるところによりますと、金門、馬祖
は日本の安全と直結しないから、極東
の範圍から除外すべきである、こうい
う御意見であつたように思ひます。こ
れはあとから外務大臣にも質問いたし
ますが、外務大臣が昨日参議院の予算

委員会において述べられた見解と違うのです。藤山外務大臣は、金門、馬祖は日米共同の関心の的になるのだ、こういうような御答弁を昨日参議院における予算委員会でもなされておられます。とにかく三木さんはこう言われる。金門、馬祖は日本の安全と直結しないから、極東の範囲から除外すべきである。そして、その次も相当重要な御意見だと思いますが、こう言われても、もともと極東の定義は抽象的にすべきである、一つ一つの島をあげたことは——こういう説明の仕方政府がしたことは適當ではない、こういう理由で極東の範囲に金門、馬祖両島を含めた従来の政府統一見解を早急に訂正すべきである、こういうように進言された。これが一つであります。

それから、いま一つは、日本の安全に直結しない日米軍の軍事行動には、事前協議の際、絶対に同意すべきではない、事前協議については厳格な解釈と確固たる態度をもって臨むべきである、こういう方針で臨みさえするならば、極東の範囲というようなものとは抽象的表現でよい、というのが、三木氏の進言の内容のようであります。これは私も新聞で読んだのでありますから、必ずしもその通りの表現になっているかどうかというところは、私自身三木氏自身について確かめたわけではございませんが、少なくとも、新聞において報ぜられております内容を総合いたしますと、これは都下の全新聞が発表いたしましたもので、私も全新聞に目を通して見ましたが、大体新聞の報ずるところは、今私が申し上げましたことで要領を尽くしておるのではなからうかと

思うのです。この各新聞紙の報道するところを総合いたしますと、今申しました通り、三木氏の進言は大体以上で尽きるところでございます。三木氏がどのような進言を総理に對してなさるであろうとも、それは三木氏御自身の御自由でありまして、私もこれをとやかく言うべき限りのものではありません。むしろ、批評すべきものがあれば批評し、反対すべきものがあれば反対するというだけのことでありまして、わざわざ国会の安保委員会におきまして、三木氏の言動としてこれを問題にするというふうな性質のものではないと思えます。しかしながら、問題は、この三木氏の進言に對しまして岸首相のところが、三木氏の進言に對しては私には問題がある、三木氏の進言に對する対処の仕方に、私は問題があったと思うのです。何ゆえに岸総理の態度を私も安保条約の審議に關係しておる者といまして問題にしなければならぬかと申し上げますと、それは新聞紙が次のように報道しておるからであります。

今まで私が申し上げましたのは、三木氏の進言の内容だけであって、これから申し上げますのは、三木氏の進言に對し岸総理がいかなる態度をもつて対処せられたかについてであります。これは新聞に書いてあることを申し上げるのではありません。それによりまして、三木氏の進言に對し、岸首相は賛意を表明された。そして適當な機会に、国会において与党質問に對する答弁という形で補充説明を行なうという意向を明らかにされた。その補足説明文案ができた次第、三木氏に事前にこれを内示することをお約束された。早ければ来週末、今から申し上げますれば、これは今

週末ということになるのでございますが、今週末の衆議院の安保特別委員会が、説明が行なわれる模様である、こう報じておるのであります。私の質問をより正確に、かつ、無責任にならないようにいたしますために、他の新聞の記事をも引用してみますと、新聞の名前は一々申し上げませんが、他の一つの新聞はこう書いております。「岸首相は三木氏の発言に同意し、近く国会で与党質問に對し三木氏の所信に沿った答弁を行なうことを約束した」このように伝えております。それからまた、他の一新聞も、「三木氏の進言した二つの点に對し、岸首相は衆議院安保特別委員会でも新しい統一見解を述べることとを約束した」、「新しい統一見解」という言葉を用いております。こういう言葉を用いておられます。こういう統一見解を述べることとを約束した、こういうふうに報道しております。その他の諸新聞は略しますが、しかし、大體同様のことを報じております。私どものように日本の新聞紙の報道を信ずる者といましては、以上の報道は信用すべきものと考へておるのであります。

そこで、首相及び外務大臣に質問いたしたいと思ひますが、第一は、新聞紙の報ずるような事実があったかどうか、その真相をそのままお伝え願えればけっこうだと思ひます。それから第二は、もし新聞紙の報道するがごときものでありとしますれば、私も少し合点のいきませんことは、岸首相が三木氏に對し、新聞報道として伝えられておること、それを私は御紹介申し上げましたが、そのように答へられたにつきまして、時間の関

係から見まして、外務大臣と話し合ひをされた上でなされたという時間的余裕はなかったと私も見るわけであります。外務大臣ないし外務省の幹部諸君の意見を徴せられる時間的余裕は、物理的になかったと私も考へるわけでは、別に外務大臣や外務省の幹部諸君の肩を持つとか、擁護するとかいうことではございませんけれども、外務行政のやり方としたしましては、一応こういう態度は問題になる態度ではないかと私は思ふのであります。外務大臣や外務省の幹部諸君に、極東の範囲という問題について、新聞の伝えるところによりまして、今までの統一見解を改める、修正するということになる、そのような問題について、外務関係の人々に意見を徴せられることなくして、岸首相ただ一人でその場で判断されて、会見の席上で直ちに、私がただいま申し上げましたような回答を三木氏に對してなされたのではないかと思ひますが、だれにも相談しないで、三木氏にそういう意思表示をされたのであるかどうか、日本の外交を推進する当路者の態度といたしまして、私もこれをぜひ聞いておきたいと思ふのであります。

昨日、参議院の予算委員会、島清議員は、藤山外務大臣に對し、次のような質問をしたのであります。すなわち、極東の範囲について「三木武夫氏が岸首相に金門、馬祖を含めないように進言し、首相もこれを承知したと伝えられるが、政府の統一見解を變えるのであるか」この質問いたしましたのに對して、藤山外務大臣は「變更する考へはない」こう答へておられました。さらに、具体的に「金門、馬祖は極東の平和と安全を守る目的の範囲に入るのか」という島議員の質問に對しましては、藤山外務大臣は「金門、馬祖で紛争が起これば、極東の平和と安全を守る上で、日米共同の関心を持たざるを得ない」、これは先ほど申しました三木氏の金門、馬祖に對する考え方と私は違ふように思ふのですが、そういうふうにお答えになりまして、金門、馬祖は極東の範囲に入る、そういうお答えをしておられるのであります。これを見ますと、第一に、首相には、極東の範囲について統一見解を修正せよとする御意思があるように察せられます。これは今までのこの問題に對する政府の態度にかんがみまして、万が一この際、そういうことがあるとしたらすれば、變更した内容のよしあしは別といたしまして、政治的責任を持つて国会で一々答弁に当たらないければならぬ地位に立つておいでになります。総理大臣といましては、私どもの見解からすれば、重大なる食言になるのではないかと、このことを考へられるのであります。このことをお尋ねします。

それから第二に、一方において、岸首相には統一見解を修正しようとする御意思があるようであり、他方、藤山外務大臣は、統一見解を維持しようとしておられるように考へられます。このことは、昨日の参議院予算委員会の答弁によつて明らかであります。そういったしますと、そこに首相と外務大臣との間に極東の範囲についての見解に食い違ひが生じつつあるのではなからうか。一応新聞を通じて事態を見せられております私どもは、常識をもつて見る者であれば、こういうふうに疑わ

ざるを得ないのでありまして、これを問題にしておるのであります。このこともぜひ確かめておかねければならぬと考えておるのであります。

そこで質問をいたしますが、私は、順序といたしまして、総理大臣にお答えを願う前に、先に藤山外務大臣にお伺いをいたしますから、御答弁を願いたい。藤山外務大臣は去る十七日ごろに、岸総理から三木氏に答えられたと新聞に伝えられておるような事項につきまして、総理が三木氏に意思表示をされる前に、何か外務大臣として意見を求められましたかどうか、このことを、まず外務大臣にお尋ねをしてみたいと思います。

○藤山外務大臣 御承知の通り、私は数日病氣でもって東京におりませんで、一昨晩帰って参りましたので、その話の内容については存じておりません。

○黒田委員 御病氣でお休みになつておつたということでございますけれども、これは重要な問題でございますから、出てこれなければ、電話で意見を聞いてみるという方法も、首相にその意思があれば私はなし得たと思ひますが、そういうこともありませんでしたか、外務大臣にお尋ねします。

○藤山外務大臣 病氣静養中でございますから、秘書官に一切連絡をしないようにということを申しておいたのであります。

○黒田委員 これは重要な問題でございますから、外務大臣の御感想を承つておきたいと思ひますけれども、こういう問題について、今まで総理大臣も外務大臣も——野党議員の執拗なと思へるまでの質問に対して、もうこれで

政府の最後の統一見解だ、こう言つておられるその見解に、これは岸総理大臣が、あとからどういふ弁解をされるかわかりませんが、少なくとも、新聞の報ずるところによりますと、相当に重要な変化が起こつておる。政府の方針としてそういうことが行なわれます場合に、外務大臣の意見を聞かないで総理がそういう意見を述べられるというふうなことをされて、一体外務大臣の責任がとれるのでしょうか。あなたはこういう事態に直面して平氣でおられるのですか。多少自尊心があるならば、こういうやり方については一言なかるべからずというところだと思ふのであります。これはどうですか。

○藤山外務大臣 平素、総理と私とは、このような問題について意見の交換を率直にいたしておりますし、話し合いをいたしております。従いまして、むしろ、先ほどお話のありましたように、党内の党人の方が総理に会わされていろいろな進言をされることは当然のことだと思ひます。それに対して一々氣を使つておりましたら、からだが持ちません。(笑聲)

○黒田委員 私は、外務大臣がたまたまのような御答弁をなさるのは、みづからを軽べつするものだと思います。

○藤山外務大臣 外務大臣がたまたまのような御答弁をなさるのは、みづからを軽べつするものだと思います。それから「その通り」と呼び、その他発言する者多し。あなたは、それで一通り答弁したとお考えになるかわかりませんが、私どもから見れば、何という無視された外務大臣だろう、こう思う。むしろ、

岸総理大臣に対していろいろな政治家がいろいろと進言をするということ、それは、それまで一々外務大臣が氣を配つておつては、これはやり切れないでしよう。けれども、その進言に基づいて外務大臣の管掌されておる政務と重大なる関係のある事項について、しかも、国会においてたびたび約束しておるそのことが変更されるというようなことについて、今のような御答弁でよろしいと思ひになつております外務大臣に対しては、そんなことをおっしゃると、みづからを軽べつするものであると申し上げたい。決して私は外務大臣の悪口を言うのではありません。日本の外務行政を行なうにあたりまして、こういうふうな外務省が無視された外交が行なわれていゝものかどうかというのを、客観的に考へて申し上げたのであります。

○小澤委員 静肅に願ひます。御注意をお願いしたい。ヤジられるのはけつこうだと思ひますけれども、理事は黙つておつていただきたいと思ひます。一つ御注意願ひたい。今後、これに理事は発言台に距離的に一番近くにいるので、その声が一番やかましく聞こえるわけですから、遠くへ行つていただくか、そうでなければ、沈黙するか、それを一つ御注意願ひたいと思ひます。こういう態度では困る。

○小澤委員 理事も委員も、どうぞ静肅に願ひます。

○黒田委員 私は、外務大臣にもうそれ以上聞きません。率直に言へば、そういう意氣地のない外務大臣でははなはだ心細いわけです。私は悪口を言う

ために言うのではなくて、むしろ、外務省のためにこれを言つてゐるのですけれども、その誠意が通じないのでから、やむを得ません。

○黒田委員 それでは、次に、岸総理大臣にお伺いをいたします。先ほど申し述べました点はいかがでありますでしょうか。念のために、もう一度要点だけ繰返して申し上げておきます。

第一は、事實は、新聞紙の報ずるようなものであったかどうか、あまり荒唐無稽な事實なら、むしろ、私どもそれを前提として藤山外務大臣にお尋ねするようなことはしないのですが、われわれから見れば、相当信憑すべき根拠があると思ひましたから、藤山外務大臣に先にお尋ねしてみたのであります。第一に、事實は、新聞紙の報ずるようなものであったかどうか。第二は、事實がもし新聞紙の報ずるがごとくであるといたしますならば、外務大臣に先いし外務省幹部諸君には——今度は岸総理大臣の側からの態度として承りますか、何ら御相談なしに、直ちに首相一人の御判断で修正庶務の意思を表明されたように観測されるのでございませう。これは総理大臣の権限が法律的にはどうかというふうな問題について聞くのはありません。政治問題として、外交問題の処理の仕方として、総理大臣にこの質問を私ども発せざるを得ない。この気持は総理にもよくわかつていただけたと思ひますが、一つお伺いしてみたいと思ひます。

○藤山外務大臣 三木君が私に進言をされましたことは、大体新聞紙が報じておるところと同様な進言をしたことは事實であります。これに対して私が直ち

会ひまして聞きましところによつては、私と総理との間に意見の違ひがございませぬ。

に賛意を表して云々という点は、事実が違つておるのであります。三木君のそういうことを言つておる趣旨として、極東の観念がそもそもよく然とした観念であるということは、これはわれわれが従来の政府の答弁におきましても、時々申しておるのであります。たとえば、東経何度から北緯何度までと云うようなことはできぬとか、あるいは地図にそれを書き込めと言われた場合に、そういうものじゃないのだというのを申し上げたに過ぎません。従つても、そういう点であります。従つて、それが抽象的な観念であるということは、大体そういうふうには私も考へておる。ただ、政府としては、すでに十分研究して、統一見解を述べておるのであるから、これを変更することはない。ただ、その間において意見を尽くさない点がありするならば、これをさらに補充して御答弁するということ、私も十分考へます。もちろん、われわれとして、質疑に應じて、明らかでない点をさらに補追するということは、これはいい。しかしながら、われわれ自身が統一見解として述べておることは、変えることはできない。さらに、どういう点について明確にする必要があるかという点については、十分一つ関係の方面で研究してみようじゃないかということを中心としたのが真相でございます。従つて、今、外務大臣が答弁したように、私自身がその場において従来の見解を要するといふような発言をしておりませんし、また、そういう考へは持つておりませんから、外務省及び外務大臣と打ち合ふ必要はもろんなかつたわけでございます。そして、そういう点において、決

して外交を行なうのについて、総理大臣が一存でもって、外務省を無視してあらゆるものをきめるというふうな考へは、毛頭持つておられないのであります。以上がその真相でございます。

○黒田委員 ただいま総理の御答弁を承りまして、私はそうあるべきだと思ふ。そうでなければならぬ。ところが新聞は、それは伝えていない。新聞がそう伝えていないだけでなくて、当の三木氏が、今総理の答へになつたように、この話を発表しておられないのですから、ここにやはり私も一まつ疑念を払拭することのできないものがある。これもいいかげんなことを申しましてはいいかと思ひますので、新聞で私はその点よく注意して読んでみたのです。三木武夫氏はこう言つておられる。新聞の名前まではこゝで申しません。必要があれば、新聞の名前も日付も申しますけれども、こゝでは必要はないと思ひます。東京の有力な新聞でございますが、それに三木武夫氏談というところで、談話が載つております。それは総理大臣に面会されたその直後、新聞に発表せられておる三木氏の談話でございますが、それによりまして「安保に関する私の考へに對し、首相は処置しよう」と約束してくれた」といふことを言つておられます。三木氏の進言の内容は、私が総理にお伺いをいたしましたのが、大体その通りだといふお答へであつたのです。それに対して三木氏は、安保に関する私の考へに對し、首相は処置しよう」と約束してくれた、そのあとは必要はありませんが、まだ、そのほかに多少の談話が續いておりま

す。そう言つておられるのです。これはある新聞の記事です。もう一つの新聞は、これは単なる三木氏の談話ではない、その談話の真実性を証明いたします他の方法をもつてお話し申し上げてみた方がよろしいかと思ひますので、他の記事を引用します。それには——これも東京の有力な新聞の一つが、こういう記事を書いておる。見出しは「新安保の補足説明」で、おき見出しに「松村・三木派」といふのであります。『自民党の松村・三木派は十七日夜東京赤坂の料亭で会合、岸・三木会談で一致した事前協議と極東の範圍について、与野黨間に答える形で政府統一見解を補足する』——方法論は、これは三木氏が伝えられた内容であります。『そういうやり方は、松村議長、古井喜實両氏を含めて全員が了承した』——こういうふうに書いてあります。そうすると、三木氏が自分で談話を発表しただけでなくて、いわゆる松村・三木派と称せられておる人々の間にも、この話を報告してされておる。そして、それらの人々、松村議長初め全員が了承した、こういうふうに報告されておるのであります。これもちよつと総理大臣が今お答へになつたのと違つておるわけですね。そこに私も問題があると思ひます。先ほど総理大臣がおっしゃつたようなことであれば、私は、それは当然の態度であると思ひますけれども、どうもそうでなかつたように思ふ。そこに何か政局に関するある気持が動いておるのではないかと、これを考へ、私も推測するわけでありまして、これはあとから申し上げた方がよいと思ひます。そういうわけで、ただいま総理大臣の仰せられまし

たことを、どうもそのままに受け取ることはできないような報道が伝えられておるのであります。そのほかにも、最近の新聞記事を見ますと、相当三木氏の発言の線に沿つたような動きが自民党内で出ており、幹部の間でもいろいろと対処策が講ぜられておるやうであります。だから私は、三木氏が談話として発表せられたその内容が、その後のいろいろと展開される事実から見て、どうも真相ではないかといふように思ふわけですね。だから、総理がおっしゃつたことが正しければ、三木武夫氏が言うのを言つておる、こういうことになる。三木氏が言うのが正しいければ、総理大臣のただいまの御説明に真実を尽くさないものがあると私も考へざるを得ない。もう一度、お聞きしてみたい。

対象として、事前協議の場合において、たとい極東の地域に入つておつても、日本の安全と平和に直接、密接な関係のないようなところへ米軍が作戦行動しようといふような場合においては、事前協議の際、われわれはノーと言つて考へておつて、いわゆるアメリカの何か極東戦略なるものに日本が巻き込まれるといふようなことは、絶対にないつもりであるという点におきましては、私は、従来もそういうつもりで答弁をいたしておりましたけれども、明瞭ならざる点があるし、また、極東の範圍といふものは、先ほど申し上げましたように、本来よく然たるものであつて、従つて、線を引くとか、あるいはどの島が入るとか、入らないとかいふことが、本来のなから見るならば、そういうことを一々取り上げて具体的に説明すべき筋のものじゃないという考へ方についても、私は同感を表しておるわけでありまして、しかしながら、従来の統一見解を要する意思は私も持つていないといふことも、三木君に私ははっきり言つておることでありますし、ただ、それを補充するという意味において、明瞭ならしめるという意図で適當な機会に適當な質問に對して答へるということ、私も当然了承していることであると思ひます。また、そうすべきものであるといふことであつて、両方の意見の間におきましては相違はない、こう考へております。

○黒田委員 どうも総理の御答弁に私納得することができない。総理がただいま御答弁になりましたことは、矛盾したことを同時に言われたと思ふ。従来は島々の名をあげておつたのでし

たことを、どうもそのままに受け取ることはできないような報道が伝えられておるのであります。そのほかにも、最近の新聞記事を見ますと、相当三木氏の発言の線に沿つたような動きが自民党内で出ており、幹部の間でもいろいろと対処策が講ぜられておるやうであります。だから私は、三木氏が談話として発表せられたその内容が、その後のいろいろと展開される事実から見て、どうも真相ではないかといふように思ふわけですね。だから、総理がおっしゃつたことが正しければ、三木武夫氏が言うのを言つておる、こういうことになる。三木氏が言うのが正しいければ、総理大臣のただいまの御説明に真実を尽くさないものがあると私も考へざるを得ない。もう一度、お聞きしてみたい。

○岸閣僚大臣 先ほどお答へ申し上げた通りでありまして、今おあげになりました新聞の記事というものと、私が答へ申し上げたことと、ちよつとも違つておらないと思ひます。といふのは、三木君の進言に對して、私自身は、従来の統一見解を要する意図はないけれども、これが不十分である点において、さらに補充的な、これを補充する意味において質疑応答することは、私は十分考へてよろしい、ことに事前協議に對しては、この日本の防衛といふことと極東の安全と平和といふことは、非常に関係のあることであつて、従つて、日米兩國がこれに関心を持つわけであるけれども、しかしながら、現実には日本の基地を使つての米軍の作戦行動に對しては、いわゆる事前協議の

たことを、どうもそのままに受け取ることはできないような報道が伝えられておるのであります。そのほかにも、最近の新聞記事を見ますと、相当三木氏の発言の線に沿つたような動きが自民党内で出ており、幹部の間でもいろいろと対処策が講ぜられておるやうであります。だから私は、三木氏が談話として発表せられたその内容が、その後のいろいろと展開される事実から見て、どうも真相ではないかといふように思ふわけですね。だから、総理がおっしゃつたことが正しければ、三木武夫氏が言うのを言つておる、こういうことになる。三木氏が言うのが正しいければ、総理大臣のただいまの御説明に真実を尽くさないものがあると私も考へざるを得ない。もう一度、お聞きしてみたい。

対象として、事前協議の場合において、たとい極東の地域に入つておつても、日本の安全と平和に直接、密接な関係のないようなところへ米軍が作戦行動しようといふような場合においては、事前協議の際、われわれはノーと言つて考へておつて、いわゆるアメリカの何か極東戦略なるものに日本が巻き込まれるといふようなことは、絶対にないつもりであるという点におきましては、私は、従来もそういうつもりで答弁をいたしておりましたけれども、明瞭ならざる点があるし、また、極東の範圍といふものは、先ほど申し上げましたように、本来よく然たるものであつて、従つて、線を引くとか、あるいはどの島が入るとか、入らないとかいふことが、本来のなから見るならば、そういうことを一々取り上げて具体的に説明すべき筋のものじゃないという考へ方についても、私は同感を表しておるわけでありまして、しかしながら、従来の統一見解を要する意思は私も持つていないといふことも、三木君に私ははっきり言つておることでありますし、ただ、それを補充するという意味において、明瞭ならしめるという意図で適當な機会に適當な質問に對して答へるということ、私も当然了承していることであると思ひます。また、そうすべきものであるといふことであつて、両方の意見の間におきましては相違はない、こう考へております。

○黒田委員 どうも総理の御答弁に私納得することができない。総理がただいま御答弁になりましたことは、矛盾したことを同時に言われたと思ふ。従来は島々の名をあげておつたのでし

たことを、どうもそのままに受け取ることはできないような報道が伝えられておるのであります。そのほかにも、最近の新聞記事を見ますと、相当三木氏の発言の線に沿つたような動きが自民党内で出ており、幹部の間でもいろいろと対処策が講ぜられておるやうであります。だから私は、三木氏が談話として発表せられたその内容が、その後のいろいろと展開される事実から見て、どうも真相ではないかといふように思ふわけですね。だから、総理がおっしゃつたことが正しければ、三木武夫氏が言うのを言つておる、こういうことになる。三木氏が言うのが正しいければ、総理大臣のただいまの御説明に真実を尽くさないものがあると私も考へざるを得ない。もう一度、お聞きしてみたい。

う。今まであげておったのです。困
後、扱提までもあげた。むろん金門、
馬祖もあげた。島々をあげたのです
ね。そして、これが統一見解だ、こう
言っておられる。三木氏の方は、そ
ういうことは言うな、ばく然と、抽象
的に極東という概念はそのままにして
おく方がいいのだ、事前協議のときに
何か対処の方法を研究すればいいの
だ、要するに島々の名をあげない方
がいい、金門、馬祖もやはりあげない方
がいい。これは三木さんの属しておら
れるといわれております松村さんなど
の同志の方々が、みなそう言っておら
れるわけですね。しかし、政府は従来島々
をあげておるのです。だから、その
島々の名をあげておることに——島々
と言つては抽象的になりますから、端
的に言う方がよろしいのです。金
門、馬祖というような名をあげるこ
とに對し、そうするな、端的に三木氏は
そういうように進言しておるのです。
三木氏は総理大臣に會つて歸つてき
て、安保に關する私の考えに對し、首
相は処置しようとして約束してくれたと談
話を發表した。だから、新聞には金
門、馬祖ということとはこれから言わぬ
ようにするのはないかというような
ことがもっぱら伝えられておるわけ
であります。今、島々をあげない方がよ
ろしいと自分は思つておると総理も
おっしゃる。今までは島々をあげられ
たのである。違ふことを、同じ人が
言つてもらつちや困ります。その二つ
の間には矛盾が、合致しないものがある
のです。三木氏の進言が問題となつておる
のです。私は、今の総理の御答弁は全
く何を言つておられるのかわからな
い、論理に合わぬ。あつちに向いては

いいこと、こつちに向いてはいいこと
を言うというような言葉にしか聞こ
えない。私どもには通用しない。だか
ら、それを私どもは納得することが
できません。端的に申します、
三木氏は、金門、馬祖、こういう
ものをあげない方がいい、というよ
うな話をされたのではない、というよ
うな名前を具體的にあげて、総理に會つ
て話されたということを新聞が伝えて
いる。金門、馬祖を含めるといふこと
には三木さんは反対だといふことを
言つてきたといふことが、どの新聞に
も一斉に伝えられておるわけです。そ
れに對して、政府が、総理が直ちにそ
れに應ずるかのごとき答弁をされてお
る、そういう意向を表明されたといふ
ことも、また新聞に伝わつておるので
すから、それならそれで、一つの方針
です。方針を変更したと言われるな
ら、それはそれで一つの行き方であ
る。理屈が通らぬことを言われては困
る。方針を変えながら、方針を変えな
いような言い方をする、これを聞か
されたのでは納得できない。ただいまの
総理大臣の御答弁は納得できません。
委員長、理事の方から、休憩の時間
だという御注意がありましたので、午
前中はこれで終了いたしました、午後
からまた進行させていただきますと思
います。

○小澤委員長 この際、四十分間休憩
いたします。

午後零時三十九分休憩

〔休憩後は會議を開くに至らな
かった〕

委員會議録第七号中正誤

（少段行 誤 正
一一から一 丸山佳君 丸山信君

昭和三十五年三月二十三日印刷

昭和三十五年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局